

# 知財高裁平成27年2月25日判決 (IGZO)について

2016年3月14日  
早稲田リーガルコモンズ法律事務所  
弁護士 廿生百香

## 事案の概要

- 無効審決取消請求事件
- 原告商標(本件商標)  
「IGZO」(標準文字)  
指定商品(ただし、後記の商標権分割前のもの。  
そのうち、下線部分が本件無効審判請求の対象と  
なった指定商品である)  
「第9類「電気アイロン、電気式ヘアカーラー、電気  
通信機械器具、電子応用機械器具及びその部品、  
電池、電線及びケーブル、配電用又は制御用の機  
械器具」」

## 事案の概要

### ・本件商標権の分割

- [1]「携帯電話機、スマートフォン、タブレット型携帯情報端末、液晶テレビジョン受信機を除く電気通信機械器具及びタブレット型携帯情報端末、コンピュータ、ノートブック型コンピュータを除く電子応用機械器具」(商標登録5451821-1-1-1。以下「本件商標1」という。)
- [2]「電子応用機械器具の部品、電池、配電用又は制御用の機械器具」(商標登録5451821-1-1-2-1。以下「本件商標2」という。)
- [3]「電気アイロン、電気式ヘアクリーラー、電線及びケーブル」(商標登録5451821-1-1-2-2。以下「本件商標3」という。)
- [4]「液晶テレビジョン受信機」(商標登録5451821-1-2-1。以下「本件商標4」という。)
- [5]「ノートブック型コンピュータ」(商標登録5451821-1-2-2。以下「本件商標5」という。)
- [6]「ノートブック型コンピュータ、タブレット型携帯情報端末を除くコンピュータ」(商標登録5451821-2-1-1。以下「本件商標6」という。)
- [7]「タブレット型携帯情報端末」(商標登録5451821-2-1-2。以下「本件商標7」という。)
- [8]「スマートフォン」(商標登録5451821-2-2-1。以下「本件商標8」という。)
- [9]「携帯電話機」(商標登録5451821-2-2-2。以下「本件商標9」という。また、本件商標1、2、4ないし9を併せて「本件各商標」という。)

## 審決の理由の要旨

- (1)「IGZO」の文字は、本件商標の登録査定時前において、研究者など一部の限定された者にとどまらず、液晶ディスプレイや半導体の分野のエレクトロニクス業界において、「In(インジウム)、Ga(ガリウム)、Zn(亜鉛)及びO(酸素)の複合物からなる酸化物」を表すものとして、広く知られていたといえる。
- (2)本件商標の指定商品において、「電子応用機械器具及びその部品」には、半導体素子や電源回路の半導体等が含まれ、また、「電気通信機械器具」には、前記液晶ディスプレイ・パネル等が含まれる、さらに「電池」や「配電用又は制御用の機械器具」には、蓄電池や蓄電器等が含まれるものであって、これらの関連商品として、蓄電状況を表示するモニターや停電時に視認しやすい液晶パネルを有した商品がある。そして上記商品は、事業者間での取引に供される機械器具の部品、あるいは関連商品といえ、最終消費者ではない事業者が需要者(取引者を含む。)となる商品が多々含まれるものである。
- (3)以上を総合すると、本件商標の登録査定時において、本件商標を構成する「IGZO」は、上記商品を構成する原材料の一つを示すものとして使用され、少なくとも上記(2)の商品に係る事業者(取引者・需要者)の間ににおいて認識されていたといい得るものである。そうすると、本件商標は、請求に係る指定商品に使用した場合、その商品の原材料を表したものとして認識されるものであるから、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものであるというのが相当であり、本件商標は、請求に係る指定商品について、商標法3条1項3号に該当し、その余の点について判断するまでもなく同法46条1項1号に基づき、登録を無効とすべきものである、というものである。

## 争点

- ・本件商標がその商品の原材料を普通に用いられる標章のみからなるかどうか(商標法3条1項3号該当性)

## インジウム・ガリウム・亜鉛酸化物について

東京工業大学の細野秀雄教授(以下「細野教授」という。)は、平成7年(1995年)、第16回アモルファス半導体に関する国際会議において、透明アモルファス酸化物半導体(TAOs)という新たな物質の設計指針を提唱した。

※「半導体」とは、導体と絶縁体との中間の電気伝導率をもつ物質であり、トランジスタや集積回路などに広く利用されている。

※「アモルファス(非晶質)半導体」とは、結晶材料で見られるような構造の周期性がない非晶質材料のうち、半導体的性質を示すものをいう。

## インジウム・ガリウム・亜鉛酸化物について

細野教授らは、平成16年(2004年)、透明アモルファス酸化物半導体の一種のうち、インジウム(In)、ガリウム(Ga)、亜鉛(Zn)を構成元素とする酸化物(「酸化インジウム・ガリウム・亜鉛」とも称する。以下「本件酸化物」という。なお、本件酸化物は、半導体である。)を成膜したTFT(Thin Film Transistor／薄膜トランジスタ)を室温で作製することに成功した。

※「トランジスタ」は、電子回路内の電気信号の増幅やスイッチ動作をする半導体素子で、現代の電子デバイスでは必要不可欠なものである。

※「TFT」は、基板上に構成される薄型のトランジスタである。

本件酸化物は、従来の半導体材料にはない多くの特徴を持つ期待の新材料として、ディスプレイ以外にも、太陽電池、電源を切っても情報が消えない不揮発性メモリー、紫外線センサーなど幅広い分野での利用が期待されていた。

## IGZOの語の使用について

- 細野教授は、平成7年の国際会議において、本件酸化物を指す語として、本件酸化物の構成元素の頭文字(アルファベット)をあいうえお順に並べた略称である、「IGZO」の語を紹介した。
- 半導体の分野では、他にも、酸化インジウムスズ(スズドープ酸化インジウムとも称する。indium tin oxide)を指す略語として「ITO」を使用するなど、物質を、その構成元素等の頭文字を並べて作られた語により表記する例がある

## IGZOの語の使用について

### ・特許公報

特許庁に出願された特許(ただし、平成25年6月25日までに特許公報が公開・公表されたもの)に係る特許請求の範囲又は明細書の記載中において、「IGZO」の語が使用されたのは、平成16年以前の出願については2件だけであったが、平成17年以降の出願については、本件商標の登録査定日である平成23年10月25日までの約7年間で1025件あり、出願人の多くは国内外のエレクトロニクス業界に属する大手企業等であった。

上記各特許公報のうち、出願が古い順から100件の特許公報を調査した結果によれば、「IGZO」の語は、ほとんどが「In-Ga-Zn-O」、「InGaZnO」、「InGaZnOx」との表記や具体的な元素の組成と併記して記載がされていたが、単独で「IGZO」の語のみが記載されている例も6件あった。

原告が、本件商標の登録査定日よりも前に出願した特許に係る特許請求の範囲又は明細書中においても、本件酸化物を指す語として「IGZO」が使用されており、その一部では、「IGZO」の語のみが単独で、「前記酸化物半導体は、IGZOである」、「前記酸化物半導体層は、IGZOから形成されている」、「上記酸化物半導体膜がIGZO膜からなる」と記載されていた。

## IGZOの語の使用について

### ・新聞

平成22年2月から本件商標の登録査定日前までの約1年6か月の間に、日本経済新聞、日経産業新聞及び朝日新聞の合計10件の記事中において、「IGZO」の語が使用された。

平成22年(2010年)2月3日付けの日経産業新聞には、「日本発の新型酸化物半導体」との見出しの下、平成22年1月に東京工業大学で開催された「透明アモルファス酸化物半導体国際ワークショップ(TAOS2010)」について、「発表内容の中心となったのが細野教授が1995年に国際会議で初めて紹介した『酸化インジウム・ガリウム・亜鉛(IGZO)』と呼ぶ新型酸化物半導体との記載、「TFTの高速化」との見出しの下「サムソン電子の研究者がフルハイビジョン(1920×1080画素)以上の高精細画面でIGZOが必要な理由を説明した。」との記載、「太陽電池にも」の見出しの下、「サムソン電子LCD事業部の前副社長…は講演で『IGZOはディスプレー以外に太陽電池や電源を切っても情報が消えない不揮発性メモリー、紫外線センサーなど幅広い分野で使える』と話した。」との記載がある。

## IGZOの語の使用について

### ・企業の広報等

JX日鉱日石金属株式会社の「サステナビリティリポート2010」には、日鉱金属株式会社の平成21年(2009年)度の活動内容として「『FPD international 2009』に、…IGZOターゲットを展示(10月)」との記載があり、また、「同リポート2011」には、用語集に「IGZO」が挙げられ、その説明として、「インジウム・ガリウム・亜鉛・酸化物(Indium Gallium Zinc Oxide)。FPDなどに使われる透明導電材料の一種」との記載がある。

※「ターゲット」とは、半導体の薄膜をウェハ上に成膜させるために使用する、付着させようとする半導体材料(本件酸化物)の金属塊である。

## IGZOの語の使用について

### ・企業の広報等

原告は、本件商標の登録査定日後の平成24年(2012年)5月29日付けニュースリリースにおいても、「シャープは、科学技術振興機構(・以下JST)と、酸化物半導体(IGZO)を用いた薄膜トランジスタに関する特許のライセンス契約を、本年1月20日に締結しました。当社がIGZOを採用した液晶パネルの本格的な生産に移行したことから、このたびJSTとの合意に基づき、本件についてお知らせいたします。」と公表し、同ニュースリリース中において、「IGZO」についての注書きとして、「In(インジウム), Ga(ガリウム), Zn(亜鉛)から構成される酸化物」と記載し、本件酸化物を表す語として「IGZO」を使用していた。

## 商標法3条1項3号の趣旨

商標法3条1項3号は、自己の業務に係る商品について使用をする商標について、「その商品の産地、販売地、品質、原材料…を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」は、商標登録を受けることができないと定めている。同号に掲げる商標が商標登録の要件を欠くとされているのは、このような商標は、〔1〕商品の産地、販売地その他の特性を表示記述する標章であって、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適當としないものであるとともに、〔2〕一般的に使用される標章であって、多くの場合自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものであることによるものと解すべきである（最高裁昭和54年4月10日第三小法廷判決・裁判集民事126号507頁〔ワキキ事件〕参照）。

## 商標法3条1項3号の趣旨

上記3号の趣旨からすれば、商標登録出願に係る商標が3条1項3号にいう「商品の原材料を普通に用いられる方法で表示する商標」に該当するためには、必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する材料を現実に原材料としていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する材料を原材料としているであろうと一般に認識され得ることをもって足りるというべきである（3号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する商標」につき同旨、最高裁昭和61年1月23日第一小法廷判決・裁判集民事147号7頁〔ジョージア事件〕参照）。

## 本件商標の3条1項3号該当性

### ・需要者・取引者における認識

本件酸化物の研究開発の進展、広がりに伴って、本件酸化物を指す語としての「IGZO」の語も、本件商標の登録査定時には、既に上記のとおり幅広い企業の特許出願書類中において使用されるようになっていたのみならず、上記企業による製品の開発状況等を報道する新聞、雑誌や企業広報等においても、本件酸化物を指す語として「IGZO」の語が使用されるようになっていたことが認められる。

以上によれば「IGZO」の語は、本件商標の登録査定時には、技術者だけではなく、ディスプレイや半導体を用いる分野のエレクトロニクス業界に属する企業等の事業者において、新規な半導体材料である「インジウム・ガリウム・亜鉛酸化物(本件酸化物)」を意味する語として、広く認識されていたものといえる。

※本件商標の指定商品の需要者には一般消費者が含まれ、特に分割後の本件商標4ないし9の各指定商品の主たる需要者は一般消費者であると考えられる。そして、本件商標の登録査定時に、一般消費者に、本件酸化物自体や、それを指す語としての「IGZO」の語が、広く認識されていたとは認められない。しかし、商標とは、取引に際して使用されるものであって、前記のとおり3条1項3号の趣旨が、取引における独占適応性及び自他商品識別力の欠如を理由とすることからすれば、商標が自他商品識別力を有するというためには、需要者だけではなく、取引者間においても自他商品識別力を有することが必要であると解すべきであり、また、競業者を含む取引業者一般に、当該商品の原材料を表示しているものと認識され得る商標を、特定の取引業者に独占させることができるとはいえない。

## 本件商標の3条1項3号該当性

### ・自他商品識別力

本件商標(IGZO)が、その指定商品である「液晶テレビジョン受信機」(本件商標4)、「ノートブック型コンピュータ」(本件商標5)、「ノートブック型コンピュータ、タブレット型携帯情報端末を除くコンピュータ」(本件商標6)、「タブレット型携帯情報端末」(本件商標7)、「スマートフォン」(本件商標8)、「携帯電話機」(本件商標9)について用いられた場合、これらの指定商品は、いずれもその構成部品の一つとしてディスプレイパネルを含むのが通常であり、また、ディスプレイパネルの性能が商品の品質に重要な影響を及ぼすものであるから、これらの指定商品に係る商品を製造、販売する企業等、すなわち、これらの指定商品の取引者であり、また、需要者の一部にも含まれる者である事業者は、本件商標の表示する本件酸化物が、各指定商品のディスプレイパネルに使用されているものと一般に認識するものといえる。したがって、本件商標4ないし9は、取引者及び需要者が、本件商標4ないし9の指定商品が、商標の表示するもの(本件酸化物)を原材料の一つとしているであろうと一般に認識するものであるから、指定商品との関係で自他商品識別力を有するということができる。

## 本件商標の3条1項3号該当性

### ・他商品識別力

本件商標1の指定商品は、「[1]携帯電話機、スマートフォン、タブレット型携帯情報端末、液晶テレビジョン受信機を除く電気通信機械器具及び[2]タブレット型携帯情報端末、コンピュータ、ノートブック型コンピュータを除く電子応用機械器具」。本件商標2の指定商品は、「[1]電子応用機械器具の部品、[2]電池、[3]配電用又は制御用の機械器具」であるところ、これらの指定商品に係る商品には広範囲の機械器具やその部品が含まれ得る。

例えば、本件商標1の指定商品のうち、上記[1]の電気通信機械器具に係る商品には、電気通信機械器具の部品であるディスプレイパネル自分が含まれるほか、ディスプレイパネルがその構成部品の一つとして通常含まれるデジタルカメラやビデオカメラ、半導体素子がその構成部品の一つとして通常含まれる無線通信機械器具等も含まれ、上記[2]の「電子応用機械器具」に係る商品には、電子計算機用ディスプレイ装置が含まれるほか、半導体素子がその構成部品の一つとして通常含まれる電子式卓上計算機、電子辞書等も含まれる。また、本件商標2の指定商品のうち、上記[1]の「電子応用機械器具の部品」に係る商品には、トランジスタを含む半導体素子や電子回路自分が含まれ、上記[2]の「電池」に係る商品には、ディスプレイパネルを構成部品の一部とすることがある蓄電池が含まれ、上記[3]の「配電用又は制御用の機械器具」には、ディスプレイパネルや制御のための半導体素子がその構成部品の一部として通常含まれる配電盤が含まれる。さらに、前記認定事実のとおり、本件商標の登録査定時ににおいて、本件酸化物が、現代の多くの電子デバイスにおいては必要不可欠な構成部品である半導体素子の新規な材料であり、かつ、その性能が従来の材料ではないものとして、ディスプレイに限らず、今後幅広い範囲の電子デバイスの性能を向上させ得るものとして期待され、注目されていたこと、本件酸化物を用いた半導体素子はその用途が研究開発中の新規なものであり、エレクトロニクス業界に属する事業者にとっても具体的な電子デバイスへの適用の仕方は特定されていなかつたことからすれば、本件商標を、本件商標1及び2の指定商品の器具等について使用すれば、これらの指定商品に係る商品を製造、販売する企業等、すなわち、これらの指定商品の取引者であり、需要者の一部にも含まれる者（なお、本件商標2の指定商品のうち、「配電用又は制御用の機械器具」の主たる需要者は、一般消費者ではなく、事業者であることは原告も自認しており、その余の同商標の指定商品及び本件商標1の指定商品に係る商品にも、事業者が主たる需要者となることが明らかな商品が多數含まれている。）である事業者によって、当該商品が本件商標の表示する材料（本件酸化物）をその原材料として含んでいるのであろうと一般に認識され得るものといえる。そうすると、本件商標1及び2も、それらの指定商品との関係で他商品識別力を有するということはできない。

## 本件商標の3条1項3号該当性

### ・独占適応性

本件酸化物が、現代の電子デバイスにおいては必要不可欠な構成部品である半導体素子の新規な材料であり、かつ、その性能が、ディスプレイパネルを代表とする幅広い範囲の電子デバイスの性能を向上させ得るものとして期待、注目されており、ディスプレイ分野や半導体分野に関連するエレクトロニクス業界の幅広い企業等において実用化に向けた研究開発がされていたことからすれば、本件商標は、ディスプレイパネルや半導体素子が原材料として認識され得る本件各商標の指定商品に係る商品の取引に際して、必要適切な表示として、何人もその使用を欲するものであるといえるから、特定人によるその独占使用を認めることができるともいえない。

## 本件商標の3条1項3号該当性

### ・結論

本件各商標は、法3条1項3号が規定する「商品の原材料を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するから、審決の判断は相当であり、原告の主張する取消事由には理由がない。

## その他の原告の主張について

### ・原材料の意義 原告

[1]3号の「原材料」とは、製品の主要又は相当部分の基本的な材料となっている場合を指称するものと解すべき  
[2]3号の趣旨及び文理並びにワキキ事件最高裁判決の趣旨や、特許庁の審査基準でも品質等の間接的、暗示的な表示であれば登録可能性があるとされていることからすれば、3号の「原材料」とは、当該指定商品の原材料として使用されている要素というだけではなく、当該表示に接した需要者において、直接的に指定商品を想起できることを要するというべきである。

### 判示

・3号の趣旨が、前記のとおり独占適応性及び自他商品識別力を欠く商標の登録を禁止することにあることからすれば、客觀的に当該指定商品の原材料に含まれ得るというだけで、ごく僅かの量又はごく例外的に使用される場合であっても、取引者又は需要者の認識に関わらず、すべて常に3号の「原材料」に含まれると解することは相当ではない。しかし、上記の趣旨からすれば、ある材料が、商品の原材料全体のうちごく僅かの量しか含まれていない場合や、複数の部品から構成される商品の一部の部品の原材料としてのみ使用される場合であっても、当該材料が、当該指定商品の品質、性能等の特性に相当程度の影響を与えるものである場合など、原材料として表示することが取引者又は需要者にとって商品の取引上の意義がある場合には、商標に接した取引者又は需要者によって当該指定商品が当該商標の表示する材料を原材料としているであろうと一般に認識されると考えるのが合理的であるから、そのようなものについては、3条1項3号にいう「原材料」に該当すると解するのが相当である。

・また、3号の「原材料」該当性的判断においては、指定商品に係る商品について使用された商標を見た取引者又は需要者が、当該商標を、当該商品の原材料を表示するものと認識するかどうかが問題となるべきであって、当該商標のみから、直接的に指定商品自身を想起できることを要するとは解されないから、3号の趣旨及び前記最高裁判決についての異なる理解を下に、これに反する内容を主張する上記原告の主張[2]も理由がなく、採用することができない。

## 雜感

※本件では、原告から、法3条2項該当性(いわゆる使用による特別顯著性)の主張はされていない。

※なお、審決において、「商標法第3条第3項第3号は、記述的商標等について先願主義・登録主義を貫徹して直ちに商標登録を認める場合には弊害はあるものの、使用による識別力を獲得するときには、同条第2項による商標登録を認めるのがその趣旨である。すなわち、指定商品との関係における市場において、識別力を発揮する商標であれば、これを登録するというのが商標法の規定である。本件商標の査定時において「IGZO」は、一部の専門的な技術的知識を有する者には、知られていたかもしれないが、一般に知られていた表示ではない。また、査定後、被請求人の販売活動と広告宣伝活動によって、「IGZO」の自他商品識別力は、「イグゾー」の称呼と相まって、市場においてさらに浸透している。」との主張が原告からなされている。